

デジタルネットワークラボ整備事業に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

次世代向け教育の環境及び生涯にわたり学習できる環境の整備を図るとともに、地域間・世代間の交流を促すことを目的にデジタルネットワークラボ整備事業（以下、「本事業」という。）を行う。具体的な取組としては、学生向けにオリンピック種目になる可能性もあるeスポーツの普及、シニア向けに健康維持の促進、一般向けにプログラミングセミナーなどを実施する。

地域のICT環境をサポートするとともに、デジタルを通して人材育成を図っていくことで活力あるまちづくりを目指す。

2 委託事業の概要

- (1) 事業名 デジタルネットワークラボ整備事業委託
- (2) 事業委託上限額 23,410,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 履行期間 事業委託契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 シルバータウン春日1階部分（古仁屋春日5番地）
- (5) 委託事業内容

I デジタルネットワークラボの設計と導入

最新のデジタル技術を取り入れた柔軟性と拡張性を持つデジタル学習環境の設計（デザイン含む）と導入を行う。

II デジタルネットワークラボの運営と管理

デジタルネットワークラボの運営体制を確立し、利用者からのフィードバックを基に適切な管理を行う。

III 教育プログラムの開発と実施

eスポーツプログラムやプログラミング教育、また、多様な交流機会を促進させるためのプログラムを開発し、実際に実施する。

特に提案を求める事項

- ①地域住民のITリテラシー向上を図り、デジタル人材育成に寄与するための具体的かつ実現可能性に重視した提案
- ②対象者のニーズに合わせた魅力的な提案

(6) 募集等における主なスケジュール

- | | |
|-----------|------------------------------------------|
| ・企画提案募集期間 | 令和6年6月6日（木）～27日（木） |
| ・質問受付期間 | 令和6年6月7日（金）～14日（金） |
| ・質問への回答 | 令和6年6月21日（金）までに質問者にメールで回答するほか、瀬戸内町ホームページ |

	ジに公開する
・ 企画提案書等受付期限	令和 6 年 6 月 27 日 (木) 17:00 必着 ※メールで可
・ 審査会 (プレゼンテーション)	令和 6 年 7 月上旬
・ 審査結果通知	令和 6 年 7 月上旬

3 参加資格

本事業の公募型プロポーザルに参加を予定する者は以下の要件を満たすことを条件とする。

- (1) 過去に類似の事業を成功させた実績を有すること。
- (2) 高度な技術力を持ち、本事業を遂行するための十分なリソースを保有していること。
- (3) 過去に教育機関や自治体と連携実績があり、地域コミュニティづくりを成功させた実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第 2 項の規定により、現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (5) 法人及び事業体としての税等の滞納が無いこと。
- (6) 瀬戸内町での競争入札において指名停止の措置を受けていない者もしくは指名停止を受けたが既にその停止期間を過ぎている者
- (7) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 本企画提案においては、単体による参加のほか、複数者によるジョイントベンチャー(共同事業体、以下「JV」という)方式による参加を認める。

4 質問への回答

本事業に関する質問がある場合は、次のとおり様式 1「質問書」を提出すること。

- (1) 受付期限 令和 6 年 6 月 14 日 (金) 17:00 必着まで
- (2) 質問方法 様式 1「質問書」を用い、「8 問い合わせ・提出先」宛にメールで照会すること。※電話、口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回 答 令和 6 年 6 月 21 日 (金) までに、質問者に様式 2「回答書」にてメールで回答するほか、瀬戸内町ホームページに公開する。

5 企画提案書等の提出

提案者は、本事業の実施について、「2 委託事業の概要」に基づき企画提案書等を提出すること。

- (1) 受付期限 令和6年6月27日(木) 17:00 必着【期限厳守】 ※メールで可
 (2) 提出書類 下表「提出書類一覧」のとおり
 (3) 提出先 「8 問い合わせ・提出先」宛にメールすること。

<提出書類一覧>

提出書類	様式
企画提案応募書	(様式3)
提案者に関する調書	(様式4)
提案者の登記簿謄本(全部事項証明)	※JVの場合は代表法人
納税証明書	※JVの場合は代表法人
事業実施体制調書	(様式5)
企画提案書	(A4版・様式任意) 要点のみで5ページ程度
事業スケジュール表	(様式任意)
見積書及び内訳書	(A4版・様式任意)

(4) 留意事項

I 共同事業体

本事業を提案するにあたり、提案者の他に協力できる事業者と共同で事業を行うことができるが、代表法人が本事業の責任を担うこと。

II 見積書作成における留意点

本事業に係る経費の一切について見積明細が確認できるように作成すること。

III 提出書類の取扱い

提出書類提出後の内容に変更がある場合は、企画提案募集期間内に速やかに変更書類を提出する。

6 プレゼンテーション及び審査

本事業における審査委員会が、提出された企画提案書等及び別途実施するプレゼンテーション並びにヒアリングをもとに、次の審査評価基準に基づき審査を行う。

- ・1提案につき、プレゼンテーション15分、ヒアリング10分とする。
- ・提出された企画提案書を用いて、要点のみ端的に説明を行うこと。
- ・審査で最も高い評価を得た提案者を契約候補者とする。
- ・プレゼンテーションの日時は調整の上、別途通知する。
- ・プレゼンテーションはZOOMで行うこととする。※別途IDを通知します。
- ・提案内容には提案者の機密事項が含まれるため、審査会は非公開で行う。

- (1) 審査評価基準 審査にかかる評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点
------	--------

提案の観点	本町の地域課題を理解した上で、デジタルネットワークラボ整備に関する事業を行うことが出来る提案と認められるか。
提案の方法	整備方法や手法など工夫されており、地域の特性を理解した提案内容であるか。
提案の体制	事業を実行するための体制として提案内容は妥当か。
提案の実績	類似の事業実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか。
提案の費用	見積額が事業委託上限額の範囲内であり、明瞭で明確、適正であるか。

- (2) 審査結果 審査結果については、提案者それぞれに書面で通知する。
契約候補者は瀬戸内町ホームページに公開する。

7 本プロポーザルに係る留意事項

- (1) 提案に係る費用は、提案者が負担するものとする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 審査で最も高い評価を得た提案者は、契約候補者として決定したものであるが、契約手続き完了までは、瀬戸内町との契約関係を生じるものではない。
- (4) 審査で最も高い評価を得た契約候補者の提案の中に虚偽があった場合、提案の有効性を取り消し、契約手続きの交渉を取りやめることがある。
- (5) 審査結果については、一切の異議を申し立てないものとする。

8 問い合わせ・提出先

〒894-1506 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23 番地

瀬戸内町役場 企画課産業立地係（担当：佐多、合田）

TEL：0997-72-1112 / FAX：0997-72-1120

Mail：sangyour46525@gmail.com